

(別記様式第1号)

計画策定年度	平成20年度
計画改定年度	平成24年度 平成27年度 平成30年度 令和3年度
計画変更年度	令和2年度
計画主体	南魚沼市

## 南魚沼市鳥獣被害防止計画

### <連絡先>

— 農林水産業被害に関する項目 —

担当部署名 南魚沼市 産業振興部 農林課  
所在地 南魚沼市六日町180-1  
電話番号 025-773-6663  
FAX番号 025-773-6710  
メールアドレス [nougyou@city.minamiuonuma.lg.jp](mailto:nougyou@city.minamiuonuma.lg.jp)

— 人身被害及び南魚沼市鳥獣被害対策実施隊に関する項目 —

担当部署名 南魚沼市 市民生活部 環境交通課  
所在地 南魚沼市六日町180-1  
電話番号 025-773-6666  
FAX番号 025-772-3055  
メールアドレス [kankyous@city.minamiuonuma.lg.jp](mailto:kankyous@city.minamiuonuma.lg.jp)

- (注) 1 共同で作成する場合は、すべての計画主体を掲げるとともに、代表となる計画主体には(代表)と記入する。  
2 被害防止計画の作成に当たっては、別添留意事項を参照の上、記入等すること。

1. 対象鳥獣の種類、被害防止計画の期間及び対象地域

対象鳥獣	【獣類】ニホンザル、ツキノワグマ、イノシシ、 ニホンジカ、ハクビシン、タヌキ 【鳥類】カラス、カワウ、アオサギ
計画期間	令和3年度～令和5年度
対象地域	新潟県南魚沼市

(注) 1 計画期間は、3年程度とする。

2 対象地域は、単独で又は共同で被害防止計画作成する全ての市町村名を記入する。

2. 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止に関する基本的な方針

(1) 被害の現状（令和元年度）

鳥獣の種類	被害の現状		
	品目	被害数値	
ニホンザル	豆類	1.2万円	0.01ha
	野菜	184.8万円	0.43ha
	いも類	28万円	0.07ha
ツキノワグマ	水稻	58.2万円	0.31ha
イノシシ	水稻	119.6万円	0.63ha
ニホンジカ	水稻	14.2万円	0.08ha
ハクビシン	野菜	352.3万円	0.73ha
タヌキ	豆類	0.2万円	0.01ha
	野菜	202.7万円	0.42ha
カラス	野菜	326.5万円	0.68ha
カワウ	魚類	1,329.1万円	-
アオサギ	魚類	被害数値は不明	-
合計	-	2,616.8万円	3.37ha

(注) 主な鳥獣による被害品目、被害金額、被害面積（被害面積については、水産業に係る被害を除く。）等を記入する。

(2) 被害の傾向

ニホンザル

<ul style="list-style-type: none"> <li>・被害の発生時期：春～秋</li> <li>・被害の発生地域：農村地域</li> <li>・被害の状況：豆類、いも類、野菜に被害がある。電気柵を設置している地域の拡大並びに実施隊員及び集落住民等による追い払い等により、被害は減少傾向である。</li> </ul>
--

### ツキノワグマ

- ・被害の発生時期：春、秋～降雪前
- ・被害の発生地域：農村地域
- ・被害の状況：農作物被害については水稲が中心である。人身被害についてはR1年に1件、R2に3件発生した。捕獲数及び目撃数は増加傾向であり、住宅地付近での目撃数も多い。

### イノシシ

- ・被害の発生時期：春～降雪前
- ・被害の発生地域：農村地域
- ・被害の状況：山際の田畑の畦畔掘り起こしによる農地被害や水田内でのヌタ打ちによる水稲被害が急増している。

### ニホンジカ

- ・被害の発生時期：水稲作付後～降雪前
- ・被害の発生地域：農村地域
- ・被害の状況：水稲への食害・踏み倒し被害が散見される。猟友会からの情報による目撃数は増加傾向にあり、今後被害の増加が危惧される。

### ハクビシン、タヌキ

- ・被害の発生時期：春～秋
- ・被害の発生地域：市内全域
- ・被害の状況：野菜類を中心に被害がある。被害発生地域において被害と捕獲数は増加傾向である。

### カラス

- ・被害の発生時期：春～夏
- ・被害の発生地域：市内全域
- ・被害の状況：野菜類を中心に被害がある。被害発生地域において被害は減少傾向である。

### カワウ

- ・被害の発生時期：夏
- ・被害の発生地域：市内の河川、養魚池、釣り堀
- ・被害の状況：川魚や養殖しているニジマス等への食害があり、被害は減少傾向である。

### アオサギ

- ・被害の発生時期：夏
- ・被害の発生地域：市内の河川、養魚池
- ・被害の状況：川魚等への食害があり、被害は横這いである。

- (注) 1 近年の被害の傾向（生息状況、被害の発生時期、被害の発生場所、被害地域の増減傾向等）等について記入する。
- 2 被害状況がわかるようなデータ及び地図等があれば添付する。

### (3) 被害の軽減目標

#### ア. 被害金額

指標	現状値（令和元年度）	目標値（令和5年度）
ニホンザル	214 万円	149.8 万円
ツキノワグマ	58.2 万円	40.7 万円
イノシシ	119.6 万円	83.7 万円
ニホンジカ	14.2 万円	9.9 万円
ハクビシン	352.3 万円	246.6 万円
タヌキ	202.9 万円	142 万円
カラス	326.5 万円	228.5 万円
カワウ	1,329.1 万円	930.4 万円
アオサギ	被害数値は不明	
合計	2,616.8 万円	1,831.6 万円

#### イ. 被害面積

指標	現状値（令和元年度）	目標値（令和5年度）
ニホンザル	0.51 h a	0.36 h a
ツキノワグマ	0.31 h a	0.21 h a
イノシシ	0.63 h a	0.45 h a
ニホンジカ	0.08 h a	0.05 h a
ハクビシン	0.73 h a	0.51 h a
タヌキ	0.43 h a	0.3 h a
カラス	0.68 h a	0.47 h a
カワウ		-
アオサギ		-
合計	3.37 h a	2.35 h a

- (注) 1 被害金額、被害面積等の現状値及び計画期間の最終年度における目標値を記入する。
- 2 複数の指標を目標として設定することも可能。

(4) 従来講じてきた被害防止対策  
ニホンザル

	従来講じてきた被害防止対策	課題
捕獲等に関する取組	<ul style="list-style-type: none"> <li>・残雪期の予察捕獲</li> <li>・実施隊員による巡回及び捕獲</li> <li>・はこわなの設置による捕獲</li> <li>・狩猟免許等の取得経費補助</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・巡回、捕獲に要する経費の負担</li> <li>・はこわなによる捕獲技術の向上</li> <li>・群れの加害レベルに応じた捕獲</li> <li>・狩猟免許（銃、わな）所持者の確保</li> </ul>
防護柵の設置等に関する取組	<ul style="list-style-type: none"> <li>・花火等による追い払い</li> <li>・テレメトリー調査による群れの生息域把握 (発信器装着群数：8群)</li> <li>・住民への群れの出没情報提供</li> <li>・被害防除に関する研修会</li> <li>・個人での電気柵の設置</li> <li>・個人での獣害防止ネットの設置</li> <li>・国の交付金を活用した電気柵の整備</li> <li>・放任野菜・果樹の除去等に関する啓発</li> <li>・緩衝帯整備</li> <li>・電気柵の設置・管理に関する研修会</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・花火等による追い払いへの慣れ</li> <li>・テレメトリー発信器未装着の群れがある</li> <li>・テレメトリー発信器の寿命を考慮し群れごとに毎年1頭の捕獲</li> <li>・経費負担に係る個人対応の限界</li> <li>・電気柵の適切な設置・維持管理</li> <li>・被害防除に関する知識の住民全体への普及</li> <li>・発信機装着に係る麻酔銃所持者及び麻酔薬取扱者の確保</li> </ul>

ツキノワグマ

	従来講じてきた被害防止対策	課題
捕獲等に関する取組	<ul style="list-style-type: none"> <li>・残雪期の予察捕獲</li> <li>・実施隊員による巡回及び捕獲</li> <li>・はこわなの設置による捕獲</li> <li>・はこわなの増設</li> <li>・放置野菜、果樹の除去等に関する啓発</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・巡回、捕獲に要する経費の負担</li> <li>・狩猟免許（銃、わな）所持者の確保</li> <li>・住宅地への出没ルートになりやすい箇所環境整備</li> <li>・被害防除に関する知識の住民全体への普及</li> </ul>

イノシシ

	従来講じてきた被害防止対策	課題
捕獲等に関する取組	<ul style="list-style-type: none"> <li>・残雪期の予察捕獲</li> <li>・実施隊員による巡回及び捕獲</li> <li>・くくりわなの設置による捕獲</li> <li>・くくりわなの増設</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・くくりわな設置に関する設置技術の習得</li> <li>・巡回、捕獲に要する経費の負担</li> <li>・狩猟免許（銃、わな）所持者の確保</li> </ul>

		保
防護柵の設置等に関する取組	<ul style="list-style-type: none"> <li>・個人での電気柵の設置</li> <li>・国の交付金による電気柵の設置</li> <li>・放任野菜・果樹の除去等に関する啓発</li> <li>・緩衝帯整備</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・経費負担に係る個人対応の限界</li> <li>・電気柵の適切な設置・維持管理</li> <li>・被害防除に関する知識の住民全体への普及</li> </ul>

### ニホンジカ

	従来講じてきた被害防止対策	課題
捕獲等に関する取組	<ul style="list-style-type: none"> <li>・残雪期の予察捕獲</li> <li>・実施隊員による巡回及び捕獲</li> <li>・くくりわなの設置による捕獲</li> <li>・くくりわなの増設</li> <li>・魚沼広域での「ニホンジカ等による被害防止対策に係る広域連携会議」において近隣市町村・関係機関と情報交換</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・くくりわな設置に関する設置技術の習得</li> <li>・巡回、捕獲に要する経費の負担</li> <li>・狩猟免許（銃、わな）所持者の確保</li> </ul>

### ハクビシン、タヌキ

	従来講じてきた被害防止対策	課題
捕獲等に関する取組	<ul style="list-style-type: none"> <li>・実施隊員による巡回及び捕獲</li> <li>・はこわなの設置による捕獲</li> <li>・農業者への貸出によるはこわなの増設</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・巡回、捕獲に要する経費の負担</li> <li>・狩猟免許（銃、わな）所持者の確保</li> <li>・はこわなによる捕獲技術の向上</li> </ul>
防護柵の設置等に関する取組	<ul style="list-style-type: none"> <li>・個人での電気柵の設置</li> <li>・国の交付金による電気柵の設置</li> <li>・電気柵の貸出</li> <li>・個人での獣害防止ネットの設置</li> <li>・放置野菜、果樹の除去等に関する啓発</li> <li>・緩衝帯整備</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・経費負担に係る個人対応の限界</li> <li>・電気柵の適切な設置・維持管理</li> <li>・被害防除に関する知識の住民全体への普及</li> </ul>

### カラス、カワウ、アオサギ

	従来講じてきた被害防止対策	課題
捕獲等に関する取組	<ul style="list-style-type: none"> <li>・実施隊員による巡回及び捕獲</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・巡回、捕獲に要する経費の負担</li> <li>・狩猟免許（銃）所持者の確保</li> </ul>

(注) 1 計画対象地域における、直近3ヶ年程度に講じた被害防止対策と課題について記入する。

- 2 「捕獲等に関する取組」については、捕獲体制の整備、捕獲機材の導入、捕獲鳥獣の処理方法等について記入する。
- 3 「防護柵の設置等に関する取組」については、侵入防止柵の設置・管理、緩衝帯の設置、追上げ・追払い活動、放任果樹の除去等について記入する。

#### (5) 今後の取組方針

##### ニホンザル

###### 【捕獲に関する取組方針】

- ・銃及びわな免許の新規取得者の増加及び実施隊員の経費負担の低減を図るため従来講じてきた支援策を継続する。
- ・個体数の増加率及び各群の加害レベルを考慮し、実施隊員による巡回と、はこわなによる選別捕獲を中心に、必要に応じて銃器等を用いた駆除や追い払いを行うことで、群れの分裂を防ぎながら個体数の適正な管理に努める。

###### 【防護柵の設置等に関する取組方針】

- ・市内全域の出没・加害群に発信器を装着し、引き続きテレメトリー調査を行うことにより、被害地域におけるニホンザルの生息状況をモニタリングする。併せて、各群の加害群度を毎年概ね12月頃に協議会が判定する。これにより生息数、行動域及び加害レベルの正確な把握に努め、加害レベルに応じた個体群の管理と効果的な被害対策に役立てる。また、定点カメラを設置し群れの個体数及び有害個体を把握し、群れの追い上げに努める。
- ・被害防止のための体制整備として、住民に対して追い払いや放置野菜・果樹の除去等に関する啓発等を継続して行い、集落周辺の山林の草刈、伐木実施による緩衝帯の整備により鳥獣が侵入しにくい集落環境づくりを目指すとともに、各集落にサルの追払い組織の育成を進めることにより、被害防止に努める。
- ・被害地域において、電気柵等を設置し、草刈り等の適正管理を行い、電気柵が最大限の効果を発揮するよう維持することで、農作物の被害防止に努める。
- ・電気柵設置済み及び設置希望の地域を対象に、設置・管理技術の向上を目的とした研修会を開催し、電気柵の適正設置・管理に努める。

##### ツキノワグマ

###### 【捕獲に関する取組方針】

- ・むやみに捕獲することなく、出没状況に応じて実施隊員が対応する。人身被害防止を最優先に考え、残雪期の予察捕獲や実施隊員による巡回、銃による捕獲及びはこわなによる捕獲を行う。
- ・必要に応じ、はこわなの増設や老朽化したはこわなを更新していく。
- ・銃及びわな免許の新規取得者の増加及び実施隊員の経費負担の低減を図るため従来講じてきた支援策を継続する。

**【防護柵の設置等に関する取組方針】**

- ・被害地域において、電気柵等を設置し、草刈り等の適正管理を行い、電気柵が最大限の効果を発揮するよう維持することで、農作物の被害防止に努める。
- ・電気柵設置済み及び設置希望の地域を対象に、設置・管理技術の向上を目的とした研修会を開催し、電気柵の適正設置・管理に努める。
- ・住民に対して放置野菜・果樹の除去等に関する啓発等を継続して行い、被害防止に努める。

**イノシシ**

**【捕獲に関する取組】**

- ・年々被害が増加傾向にあるため、個体数の増加や生息域の拡大が懸念されている。実施隊員により、積雪期（狩猟期間を含む）には銃器による捕獲を、それ以外の期間にはくくりわな又ははこわなによる捕獲を実施する。
- ・くくりわな及びはこわなについては、研修会を開催し、捕獲技術の向上を図る。
- ・銃及びわな免許の新規取得者の増加及び実施隊員の経費負担の低減を図るため従来講じてきた支援策を継続する。

**【防護柵の設置等に関する取組方針】**

- ・被害地域において、電気柵等を設置し、草刈り等の適正管理を行い、電気柵が最大限の効果を発揮するよう維持することで、農作物の被害防止に努める。
- ・電気柵設置済み及び設置希望の地域を対象に、設置・管理技術の向上を目的とした研修会を開催し、電気柵の適正設置・管理に努める。
- ・住民に対して放置野菜・果樹の除去等に関する啓発等を継続して行い、被害防止に努める。

**ニホンジカ**

**【捕獲に関する取組】**

- ・今後生息域拡大や、個体数の増加が懸念されている。実施隊員により、積雪期（狩猟期間を含む）には銃器による捕獲を、それ以外の期間にはくくりわなによる捕獲を実施する。

**【防護柵の設置等に関する取組方針】**

- ・被害地域において、電気柵等を設置し、草刈り等の適正管理を行い、電気柵が最大限の効果を発揮するよう維持することで、農作物の被害防止に努める。
- ・電気柵設置済み及び設置希望の地域を対象に、設置・管理技術の向上を目的とした研修会を開催し、電気柵の適正設置・管理に努める。
- ・住民に対して放置野菜・果樹の除去等に関する啓発等を継続して行い、被害防止に努める。

## ハクビシン、タヌキ

### 【捕獲に関する取組】

・生息域の拡大や個体数の増加が懸念されているため、実施隊員による巡回及びはこわなの設置による捕獲を行う。併せて、農業者への貸出によりはこわなの増設を行う。

### 【防護柵の設置等に関する取組方針】

・被害地域において、電気柵等を設置し、草刈り等の適正管理を行い、電気柵が最大限の効果を発揮するよう維持することで、農作物の被害防止に努める。  
・電気柵設置済み及び設置希望の地域を対象に、設置・管理技術の向上を目的とした研修会を開催し、電気柵の適正設置・管理に努める。  
・住民に対して放置野菜・果樹の除去等に関する啓発等を継続して行い、被害防止に努める。

## カラス

### 【捕獲に関する取組】

・個体数の増加が見込まれるため、適正な時期に一斉捕獲を実施するほか、日常的には、実施隊員による巡回及び捕獲を実施する。  
・必要に応じ専門家や関係機関と連携し被害防止対策を講じる。

## カワウ、アオサギ

### 【捕獲に関する取組】

・実施隊員による巡回及び捕獲を行う。今後継続的な被害の発生、増加があるようであれば、関係漁業団体と協力して被害防止対策を実施する。

(注) 被害の現状、従来講じてきた被害防止対策等を踏まえ、被害軽減目標を達成するために必要な被害防止対策の取組方針について記入する。

## 3. 対象鳥獣の捕獲等に関する事項

### (1) 対象鳥獣の捕獲体制

・南魚沼市鳥獣被害防止対策協議会が、実施隊に捕獲を依頼し、年間を通じて銃又ははこわな等による有害鳥獣捕獲を行う。ニホンザルについてはテレメトリーによる群れの管理を実施しながら、必要な頭数を選別捕獲する。ツキノワグマ、イノシシ、ニホンジカについては、ライフル銃以外の銃又はわなによる捕獲を基本とするが、わな設置が困難な冬期間、主に山域において重点的に捕獲を実施するため、捕獲能力、捕獲精度の高いライフル銃を使用する。  
・南魚沼市は狩猟免許（銃、わな）の新規取得を目指す市民に対して支援を行う。また必要に応じて有害鳥獣捕獲許可の交付を行う。

(注) 1 鳥獣被害対策実施隊のうち対象鳥獣捕獲員の指名又は任命、狩猟者団体への委託等による対象鳥獣の捕獲体制を記入するとともに、捕獲

- に関わる者のそれぞれの取組内容や役割について記入する。
- 2 対象鳥獣捕獲員を指名又は任命する場合は、その構成等が分かる資料があれば添付する。
  - 3 捕獲等を推進する上で、被害防止計画に基づく対象鳥獣の捕獲等に従事している者にライフル銃を所持させる必要がある場合には、そのことについて記入する。

(2) その他捕獲に関する取組

年度	対象鳥獣	取組内容
R3	ニホンザル イノシシ	・ 捕獲技術向上のための研修会の開催
	全獣種共通	・ 必要に応じてわなの増設を行う ・ 有害鳥獣対策実施隊員の増員(特に平日の日中や緊急時に対応できる隊員)
R4	ニホンザル イノシシ	・ 捕獲技術向上のための研修会の開催
	全獣種共通	・ 必要に応じてわなの増設を行う ・ 有害鳥獣対策実施隊員の増員(特に平日の日中や緊急時に対応できる隊員)
R5	ニホンザル イノシシ	・ 捕獲技術向上のための研修会の開催
	全獣種共通	・ 必要に応じてわなの増設を行う ・ 有害鳥獣対策実施隊員の増員(特に平日の日中や緊急時に対応できる隊員)

(注) 捕獲機材の導入、鳥獣を捕獲する担い手の育成・確保等について記入する。

(3) 対象鳥獣の捕獲計画

捕獲計画数等の設定の考え方
新潟県が作成する鳥獣保護管理事業計画との整合性を図りながら、地域の被害状況、生息状況を勘案した上で、必要な捕獲を実施する。
<p>【ニホンザル】</p> <p>群れごとの管理を基本とし、全群のオトナメス個体にテレメトリー発信器を装着すること及び各群れの個体数調整を目的としてはこわなを使用した選別捕獲を中心に、必要に応じて銃器による捕獲を行う。</p> <p>第二期新潟県ニホンザル管理計画によると、南魚沼地域は群れ数が約14群、個体数は520～700頭程度と推定されている。一方、テレメトリー調査</p>

を実施している実施隊員の報告によると、南魚沼市はテレメトリー発信器が装着済みの群れ数が 8 群、未装着の群れ数が 1 群であり、目視による個体の確認数は約 385 頭であるが、人里に降りてこない群れや近隣市町村の間を行き来している群れもあるため、市における群れ及び個体数はそれ以上に多いことが予想される。

前述のとおり、捕獲の前提として群れごとの管理を基本とするが、人里に出没するニホンザルの出生率や環境省・農林水産省が平成 26 年に示した「被害対策強化の考え方」における「平成 35 年度までに加害群の数を半減させる」という目標を勘案し、新潟県ニホンザル管理計画との整合を図った上で、年に 90 頭の捕獲を実施する。

#### 【ツキノワグマ】

新潟県ツキノワグマ管理計画と整合を図った上で、市民の安全の確保及び農作物被害防止の観点から必要に応じて最小限の捕獲を実施する。

#### 【イノシシ】

生息数は定かではないが、水田等への被害が急増していることから、新潟県イノシシ管理計画と整合を図った上で、積雪期（狩猟期間を含む）には銃器により、それ以外の期間にはくくりわな又ははこわなにより最大限の捕獲を実施する。

#### 【ニホンジカ】

生息数は定かではないが、水田や森林等への被害増加が懸念されることから、新潟県ニホンジカ管理計画との整合を図った上で、積雪期（狩猟期間を含む）には銃器により、それ以外の期間にはくくりわなにより最大限の捕獲を実施する。

#### 【ハクビシン、タヌキ】

H29 年から R1 年までの年間平均捕獲数は 25 頭であり、被害が増加傾向であるため、過去 3 カ年の年間平均捕獲数を下回らないよう、年間 30 頭程度の捕獲を実施する。

#### 【カラス】

H29 年から R1 年までの年間平均捕獲数は 135 羽であり、被害が減少傾向であるため、過去 3 カ年の年間平均捕獲数と同程度の年間 150 羽程度の捕獲を実施する。

#### 【カワウ、アオサギ】

南魚沼地域に 200 羽以上が飛来または生息している状況であるため、その半数である年間 100 羽程度の捕獲を、新潟県カワウ管理計画との整合を

図った上で実施する。

(注) 近年の対象鳥獣の捕獲実績、生息状況等を踏まえ、捕獲計画数等の設定の考え方について記入する。

対象鳥獣	捕獲計画数等		
	R3 年度	R4 年度	R5 年度
ニホンザル	90 程度	90 程度	90 程度
ツキノワグマ	必要最小限	必要最小限	必要最小限
イノシシ	最大限	最大限	最大限
ニホンジカ	最大限	最大限	最大限
ハクビシン、タヌキ	30 程度	30 程度	30 程度
カラス	150 程度	150 程度	150 程度
カワウ、アオサギ	100 程度	100 程度	100 程度

(注) 対象鳥獣の捕獲計画数、個体数密度等を記入する。

捕獲等の取組内容
<p><b>【ニホンザル】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・捕獲手段：発信器装着のための捕獲は、はこわなによる。被害防止のための捕獲は、主にはこわなによるが、加害レベル等状況に応じて銃器も選択する。</li> <li>・捕獲時期：野菜への被害が集中する5月～11月の捕獲を実施するが、降雪等の気候状況を考慮して実施時期を選定する。</li> <li>・捕獲場所：対象群れの行動域を考慮して、実施場所を選定する。</li> </ul> <p><b>【ツキノワグマ】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・捕獲手段：農村地域の集落周辺に出没するような個体については、はこわな、銃器による捕獲を実施する。</li> <li>・捕獲時期：野菜への被害が集中する5月～11月の捕獲を実施するが、予察捕獲については残雪期に実施する。</li> <li>・捕獲場所：被害発生地域、農村地域</li> </ul> <p><b>【イノシシ】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・捕獲手段：気候等の状況に応じて銃器、くくりわな、はこわなを選択する。</li> <li>・捕獲時期：被害が急増しているため、年間を通して実施する。</li> <li>・捕獲場所：被害発生地域、農村地域</li> </ul> <p><b>【ニホンジカ】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・捕獲手段：気候等の状況に応じて銃器、くくりわなを選択する。</li> <li>・捕獲時期：狩猟期間及び秋～冬を基本とする</li> <li>・捕獲場所：被害発生地域、農村地域</li> </ul>

**【ハクビシン、タヌキ】**

- ・ 捕獲手段：被害状況を踏まえ、はこわなによる捕獲を実施する。
- ・ 捕獲時期：野菜への被害が集中する5月～11月の捕獲を実施するが、降雪等の気候状況を考慮して実施時期を選定する。
- ・ 捕獲場所：被害発生地域

**【カラス】**

- ・ 捕獲手段：銃器による一斉捕獲を実施する。
- ・ 捕獲時期：予察捕獲は2月～5月、西瓜被害防止は6月～7月に実施する。
- ・ 捕獲場所：被害発生地域、西瓜畑周辺

**【カワウ、アオサギ】**

- ・ 捕獲手段：飛来状況や被害状況を踏まえ、銃器による捕獲を実施する。
- ・ 捕獲時期：夏
- ・ 捕獲場所：被害発生地域（河川、養魚池等）

- (注) 1 わな等の捕獲手段、捕獲の実施予定時期、捕獲予定場所等について記入する。
- 2 捕獲等の実施予定場所を記した図面等を作成している場合は添付する。

**ライフル銃による捕獲等を実施する必要性及びその取組内容**

**【必要性】**

ツキノワグマ、イノシシ、ニホンジカについては、ライフル銃以外の銃又はわなによる捕獲を基本とするが、わな設置が困難な冬期間、主に山域において重点的に捕獲を実施するため、捕獲能力、捕獲精度の高いライフル銃を使用する。

**【取組内容】**

- ・ 捕獲手段：ライフル銃による捕獲
- ・ 実施予定期間：令和3年4月～令和6年3月
- ・ 捕獲予定場所：南魚沼市全域。ただし、対象鳥獣の生息状況及び被害状況を勘案し、原則として被害発生地を中心とした安全性が適正に確保された場合に使用する。

- (注) 被害防止計画に基づく対象鳥獣の捕獲等に従事している者にライフル銃を所持させて捕獲等を行う場合には、その必要性及び当該被害防止計画に基づく対象鳥獣の捕獲等に従事している者による捕獲手段、捕獲の実施予定時期、捕獲予定場所等について記入する。

(4) 許可権限委譲事項

対象地域	対象鳥獣
南魚沼市	ニホンザル、イノシシ、ニホンジカ

- (注) 1 都道府県知事から市町村長に対する有害鳥獣捕獲等の許可権限の委譲を希望する場合は、捕獲許可権限の委譲を希望する対象鳥獣の種類を記入する（鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律（平成19年法律第134号。以下「法」という。）第4条第3項）。
- 2 対象地域については、複数市町村が捕獲許可権限の委譲を希望する場合は、該当する全ての市町村名を記入する。

4. 防護柵の設置その他の対象鳥獣の捕獲以外の被害防止施策に関する事項

(1) 侵入防止柵の整備計画

対象鳥獣	整備内容		
	R3年度	R4年度	R5年度
ニホンザル イノシシ ツキノワグマ ニホンジカ ハクビシン タヌキ	電気柵 4,592m	電気柵 5,000m	電気柵 5,000m

- (注) 1 設置する柵の種類、設置規模等について記入する。
- 2 侵入防止柵の設置予定場所を記した図面等を作成している場合は添付する。

(2) その他被害防止に関する取組

年度	対象鳥獣	取組内容
R3	ニホンザル	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 集落へ接近する加害群に対するテレメトリー調査を活用した定期的に追い払い、追い上げ</li> <li>・ 住民に対する食品残渣、放任野菜、果樹等の除去に関する啓発</li> <li>・ 農地周辺の草刈、伐木実施による緩衝帯の整備</li> <li>・ 集落単位のサル追い払い組織の結成、育成の支援</li> <li>・ 電気柵の導入による防除対策の普及及び適正な設置</li> <li>・ 管理の助言指導</li> <li>・ 被害防除に関する研修会の開催</li> </ul>

	ツキノワグマ ニホンジカ イノシシ ハクビシン タヌキ	<ul style="list-style-type: none"> <li>・電気柵の導入による防除対策の普及及び適正な設置</li> <li>・管理の助言指導</li> <li>・住民に対する食品残渣、放任野菜、果樹等の除去に関する啓発</li> <li>・農地周辺の草刈、伐木実施による緩衝帯の整備</li> </ul>
	カラス	<ul style="list-style-type: none"> <li>・住民に対する食品残渣、放任野菜、果樹等の除去に関する啓発</li> </ul>
	カワウ アオサギ	<ul style="list-style-type: none"> <li>・隠れ場所となる藪の刈り払い</li> </ul>
R4	ニホンザル	<ul style="list-style-type: none"> <li>・集落へ接近する加害群に対するテレメトリー調査を活用した定期的に追い払い、追い上げ</li> <li>・住民に対する食品残渣、放任野菜、果樹等の除去に関する啓発</li> <li>・農地周辺の草刈、伐木実施による緩衝帯の整備</li> <li>・集落単位のサル追い払い組織の結成、育成の支援</li> <li>・電気柵の導入による防除対策の普及及び適正な設置</li> <li>・管理の助言指導</li> <li>・被害防除に関する研修会の開催</li> </ul>
	ツキノワグマ ニホンジカ イノシシ ハクビシン タヌキ	<ul style="list-style-type: none"> <li>・電気柵の導入による防除対策の普及及び適正な設置</li> <li>・管理の助言指導</li> <li>・住民に対する食品残渣、放任野菜、果樹等の除去に関する啓発</li> <li>・農地周辺の草刈、伐木実施による緩衝帯の整備</li> </ul>
	カラス	<ul style="list-style-type: none"> <li>・住民に対する食品残渣、放任野菜、果樹等の除去に関する啓発</li> </ul>
	カワウ アオサギ	<ul style="list-style-type: none"> <li>・隠れ場所となる藪の刈り払い</li> </ul>
	ニホンザル	<ul style="list-style-type: none"> <li>・集落へ接近する加害群に対するテレメトリー調査を活用した定期的に追い払い、追い上げ</li> <li>・住民に対する食品残渣、放任野菜、果樹等の除去に関する啓発</li> <li>・農地周辺の草刈、伐木実施による緩衝帯の整備</li> <li>・集落単位のサル追い払い組織の結成、育成の支援</li> <li>・電気柵の導入による防除対策の普及及び適正な設置</li> <li>・管理の助言指導</li> <li>・被害防除に関する研修会の開催</li> </ul>
R5		

ツキノワグマ ニホンジカ イノシシ ハクビシン タヌキ	・電気柵の導入による防除対策の普及及び適正な設置 ・管理の助言指導 ・住民に対する食品残渣、放任野菜、果樹等の除去に関する啓発 ・農地周辺の草刈、伐木実施による緩衝帯の整備
カラス	・住民に対する食品残渣、放任野菜、果樹等の除去に関する啓発
カワウ アオサギ	・隠れ場所となる藪の刈り払い

(注) 侵入防止柵の管理、緩衝帯の設置、里地里山の整備、追上げ・追払い活動、放任果樹の除去等について記入する。

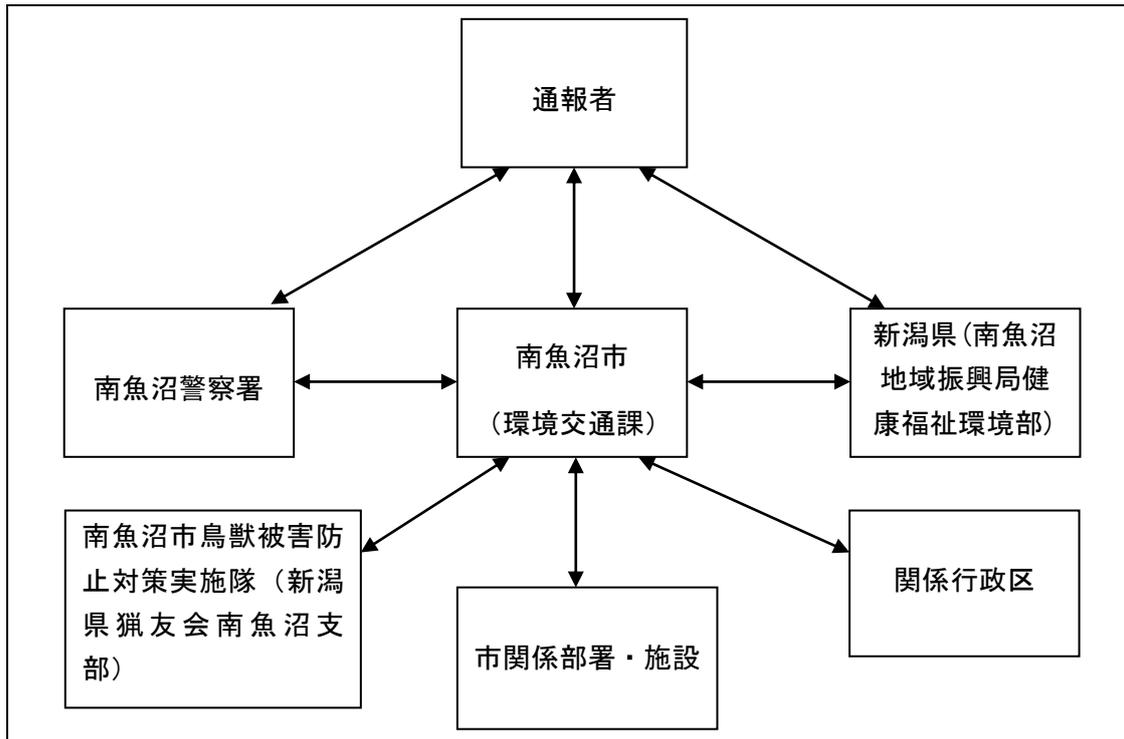
## 5. 対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合の対処に関する事項

### (1) 関係機関等の役割

関係機関等の名称	役割
新潟県(南魚沼地域振興局健康福祉環境部)	関係機関との連絡調整、注意喚起、鳥獣被害防止に関する指導・助言
南魚沼市(環境交通課)	関係機関との連絡調整、注意喚起、捕獲許可
南魚沼警察署	関係機関との連絡調整、注意喚起、銃刀法に基づく安全管理指導指導・助言
南魚沼市鳥獣被害防止対策実施隊(新潟県猟友会南魚沼支部)	対象鳥獣の捕獲

- (注) 1 関係機関等には、都道府県、警察、市町村、鳥獣被害対策実施隊、猟友会等の名称を記入する。
- 2 役割欄には、緊急時又は平常時において、各関係機関等が果たすべき役割を記入する。
- 3 対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合の対処に関して、規程等を作成している場合は添付する。

(2) 緊急時の連絡体制



(注) 緊急時の各関係機関等の連絡体制及び連絡方法等をフロー図等により記入する。

6. 捕獲等をした対象鳥獣の処理に関する事項

焼却施設での焼却処分又は、捕獲現場での埋設処分とする。ただし、学術研究、又は食品としての利用に適した獣種（ツキノワグマ、イノシシ、ニホンジカ）の有効活用を図る場合はこの限りではない。

(注) 適切な処理施設での焼却、捕獲等をした現場での埋設等、捕獲等をした鳥獣の処理方法について記入する。

7. 捕獲等をした対象鳥獣の食品としての利用等その有効な利用に関する事項

食品として利用する場合には、厚生労働省が策定した「野生鳥獣肉の衛生管理に関する指針（ガイドライン）」に基づき処理を行うように啓発を行う。

(注) 1 食肉、ペットフード及び皮革としての利用、学術研究への利用等、捕獲等をした鳥獣の利用方法について記載する。

2 処理加工施設を整備する場合は、年間処理計画頭数、運営体制、食品等としての安全性の確保に関する取組等についても記載する。

8. 被害防止施策の実施体制に関する事項

(1) 協議会に関する事項

協議会の名称	南魚沼市鳥獣被害防止対策協議会
構成機関の名称	役割

新潟県鳥獣保護管理員	<ul style="list-style-type: none"> <li>・各種技術、情報の提供や活動支援等</li> <li>・生態調査、保護管理計画作成等の検討、支援</li> </ul>
南魚沼市 (農林課・環境交通課)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・被害防止対策の指導・啓発・支援・実施等</li> <li>・生息管理の指導・啓発・支援・実施等</li> <li>・被害情報、出没情報、捕獲情報の収集・蓄積</li> <li>・協議会における事業の検討</li> </ul>
みなみ魚沼農業協同組合	<ul style="list-style-type: none"> <li>・有害鳥獣捕獲の実施</li> <li>・被害防除対策の指導、啓発、支援、実施等</li> <li>・農作物被害情報の提供</li> </ul>
南魚沼市鳥獣被害防止対策実施隊 (新潟県猟友会南魚沼支部)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・生息状況調査への協力、情報提供</li> <li>・地域巡回及び捕獲の実施</li> <li>・出没情報、捕獲情報等の提供</li> </ul>
南魚沼警察署	<ul style="list-style-type: none"> <li>・住民の被害防止活動</li> </ul>
新潟県農業共済組合	<ul style="list-style-type: none"> <li>・農林水産物等の被害の情報収集及び被害防止対策の普及啓発</li> </ul>
南魚沼森林組合	<ul style="list-style-type: none"> <li>・農林水産物等の被害の情報収集及び被害防止対策の普及啓発</li> </ul>
魚沼漁業協同組合	<ul style="list-style-type: none"> <li>・水産物等の被害の情報収集及び被害防止対策の実施と普及啓発</li> </ul>

- (注) 1 関係機関等で構成する協議会を設置している場合は、その名称を記入するとともに、構成機関欄には、当該協議会を構成する関係機関等の名称を記入する。
- 2 役割欄には、各構成機関等が果たすべき役割を記入する。

(2) 関係機関に関する事項

関係機関の名称	役割
新潟県(南魚沼地域振興局農林振興部・健康福祉環境部)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・各種技術・情報の提供、助言、支援</li> </ul>

- (注) 1 関係機関欄には、協議会の構成機関以外の関係機関等の名称を記入する。
- 2 役割欄には、各関係機関等が果たすべき役割を記入する。
- 3 協議会及びその他の関係機関からなる連携体制が分かる体制図等があれば添付する。

(3) 鳥獣被害対策実施隊に関する事項

・平成26年度に設置済。実施隊は、南魚沼市鳥獣被害対策実施隊の設置に関する条例施行規則第2条の規定に基づき編成し、実施隊の隊員には、南魚沼市鳥獣被害対策実施隊の設置に関する条例第3条に規定する者を充て

る。被害対策の実行性を確保するため、当面現在と同規模の 80 名程度を維持する。

・実施隊の隊員は、市長の指示により、南魚沼市鳥獣被害防止計画に位置づけた被害低減目標達成に向け従事するほか、農林水産業等に係る被害の原因となっている鳥獣の捕獲等で市民の生命、身体又は財産に係る被害を防止するため緊急に行う必要があるものに従事する。

(注) 1 被害状況を勘案し、鳥獣被害対策実施隊を設置する必要があると認める場合は、その設置に関して設置に向けた基本的な方針や検討の状況、設置予定時期等について記入する。

2 鳥獣被害対策実施隊を設置している場合は、その規模、構成等を記入するとともに、実施体制がわかる体制図等があれば添付する。

#### (4) その他被害防止施策の実施体制に関する事項

農家及び地域住民へは被害防除や農地、集落周辺の管理等を主体的に取り組むよう啓発等を行う。また、農作物の被害状況、鳥獣の出没状況、防除効果等の提供について協力を求める。

(注) その他被害防止施策の実施体制に関する事項について記載する。

#### 9. その他被害防止施策の実施に関し必要な事項

南魚沼市鳥獣被害防止対策協議会の構成機関が連携し情報を共有するとともに、地域が一体となった有効な被害防止対策を推進する。

また、鉛中毒が生じる蓋然性が高いと認められる地域での捕獲の場合は、非鉛製弾を使用するよう従事者に指導する。

(注) その他被害防止施策の実施に関し必要な事項について記入する。